

村田町行財政改革プログラム

－簡素で効率的な自治体経営への挑戦－

概要版

平成18年 3月

村 田 町

はじめに

村田町は、事務事業の見直しや組織機構の簡素合理化など、その時代にあった地方自治・新時代に対応した行政運営に対応するため、これまで数度にわたり行政改革に真摯に取り組んでまいりました。特に、昨年度においては、町民の多くの皆様の参加を得ながら、「市町村合併」という大きな課題への取り組みをさせていただいたところですが、結果的には合併に至らず、村田町といたしまして、いわゆる自立の道を歩むことになったわけであります。

しかしながら、本町の財政状況を考えるとき、地方交付税、国庫補助負担金、税源移譲の地方税財政制度の三位一体改革が具体化する中であって、行財政運営がより一層の厳しさを増すのは必定であります。

こうした厳しい状況の中で、行政サービスを安定・継続して提供するとともに、将来の村田町を見越した様々な取り組みなど多くの諸課題に的確に対応し、多様化・高度化する町民ニーズに応えていくためには、行財政改革をより一層推進し、職員の意識改革はもとより、財政基盤の強化を図らなければなりません。

このため、単なる小手先の改革ではなく、「簡素で効率的な自治体経営への挑戦」という基本理念のもと、職員一丸となって町民の皆様のため働く決意を示すものとして、このプログラムを策定することにしたわけであります。

プログラムの策定にあたっては、町議会、行財政改革懇談会、町民の皆様からの意見・提案などを踏まえ、様々な角度から検討を重ねてまいりましたが、プログラムを実施するにあたり、町民生活に直結する重要な課題も多く、今後とも、町民や議員の皆様と更なる論議を重ね、理解と協力を得ながら着実に、かつ、誠実にこのプログラムに取り組み、必要の都度見直しを図りながら、円滑なる進捗管理をしてまいる所存であります。

その過程においては、行財政改革プログラムの改革の視点の一つに「住民と協働のまちづくり」とありますように、これらの取り組みが行政サイドのみに終わることなく、協働の精神でもって、町民の皆様が積極的に町政に参画されることを切にお願い申し上げます。

平成18年3月

村田町長 佐藤 洋 治

第1 基本的な考え方

1 これまでの行政改革

村田町ではこれまで、町政全般にわたり行政需要に即応した事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化、給与の適正化、定員管理の適正化、民間委託、OA化等事務改革の推進など行政事務の効率化、簡素化をより一層進める必要があるとして、次のとおり「行政改革大綱」を策定し、行財政改革にわたる改革に取り組んできました。

村田町行政改革大綱（昭和60年10月策定、計画期間：昭和60年度～62年度）

村田町第2次行政改革大綱（平成9年3月策定、計画期間：平成9年度～平成12年度）

2 なぜ行財政改革が必要か

(1) 行政に対する町民ニーズの多様化・高度化

少子・高齢化の進行や国際化、高度情報化の一層の進展、環境に対する関心の高まりなど、社会経済情勢が大きく変化しつつある中、町民の行政に対するニーズも多様化・高度化しております。それらに的確に対応するため、既成のルールにとらわれず抜本的に見直しを図り、責任と役割を十分検討し、公正で透明性の高い開かれた町政を一層推進することが求められております。

(2) 厳しい財政状況を踏まえた改革の必要性

国の構造改革により地方財政を取り巻く環境は厳しく変化し、本町の財政状況も地方交付税の大幅な減少、景気低迷による税収の悪化に加え、公債費などの義務的経費の増加により財政の硬直化が進み、厳しい状況下にあります。

この状況から財政の健全化が強く求められており、これまでの右肩上がりの経済成長を前提とした「あれもこれも」から「あれかこれか」の選択を徹底し、発想の転換や創意工夫など常にコスト意識を持ち、徹底した事務経費の節減に努め、町民の要望と信頼に応えるよう配慮する必要があります。

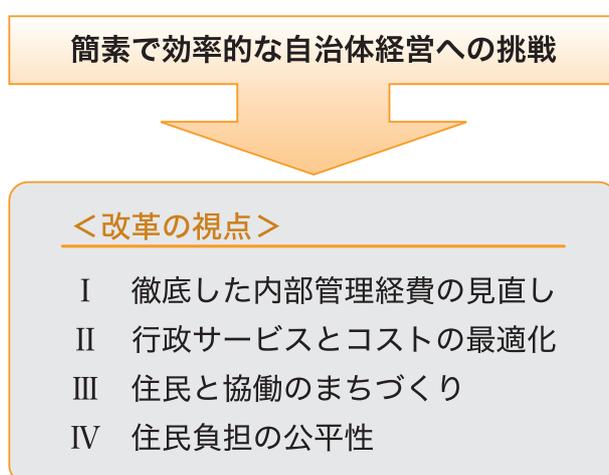
(3) 変革の時代への対応

地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担については、まず基礎自治体である市町村を優先することとし、地方自治法においても、住民に身近な行政はできるだけ身近な行政機関が担うことが基本とされており、当町においても、地域における政策を主体的に推進する役割を担うことが求められております。このような状況では、職員の意欲・知恵・能力等が試される「地域間競争の時代」となっており、職員一人ひとりが自発的に「意識改革」を行っていく必要があります。

また、地域の様々な活動については、NPOやボランティア活動団体などの住民による活動がこれからは活発化することが予想され、住民との協働による町運営の推進がこれまで以上に求められております。

3 改革の基本理念

これまで述べたとおり(1)行政に対する町民ニーズの多様化・高度化、(2)厳しい財政状況を踏まえた改革の必要性、(3)変革の時代への対応について、それぞれ現在、そして将来の町政に強く求められていることを踏まえ、「簡素で効率的な自治体への挑戦」を基本理念として掲げ、総務省が策定した行政改革の新たな指針に基づく集中改革プランとも連動する「行財政改革プログラム」を策定することとし、その骨子となる4つの「改革の視点」を次のとおりとしました。



第2 推進にあたって

1 取り組む姿勢

「簡素で効率的な自治体経営への挑戦」にあたり、次の取組姿勢のもと積極的な改革に取り組んでいくこととします。

(1) 最小の経費で最大の効果を挙げる

「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」(地方自治法第2条第14項)という基本原則に立ち返り、行政運営の費用対効果の検証を徹底して行いながら、多様化・高度化する町民ニーズへの対応と地域経済の活性化を図っていきます。

(2) 確実、迅速な事務処理と創意工夫

すべての職員が「行財政改革」を自らの問題として取り組み、町民の信頼のもと確実、迅速な事務を遂行し、あわせて主体的な創意工夫により簡素で効率的な行政運営を目指します。

(3) 推進状況の情報公開

定員及び給与の状況、財政状況等の公表に加え、行財政改革プログラムに対してどのような進捗状況にあるのかなどについても町民の皆様にも理解しやすいよう広報するように努めていきます。

2 行財政改革プログラムの推進期間

○平成17年度～平成22年度までの6年間

村田町新総合計画の最終年である平成22年度を一つの区切りとすることが適当であると考えます。(事業の再編・整理を新総合計画とリンクさせることができ、新たな総合計画策定に反映させることができる。)ただし、6年を前期(3年)・後期(3年)に分割し、集中的に取り組むプログラムを明確にしていきます。

(参考)

村田町新総合計画の期間

H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
前期(5年間)					後期(5年間)				
					行財政改革プログラムの推進期間 (=集中改革プラン) 平成17年度～平成22年度				

3 行財政改革プログラムの策定

≪4の改革視点と10の推進方策≫

I 徹底した内部管理経費の見直し

これまでも、特別職給与、管理職手当のカット、事務の執行にかかる経費の削減など、内部管理経費の削減に取り組んできましたが、さらに厳しいレベルで人件費の見直しを行うなど、徹底した内部管理経費の見直しに取り組みます。

- 1 定員管理及び給与の適正化
- 2 議会の改革
- 3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり

II 行政サービスとコストの最適化

限られた行政財産（人・物・金）で最大の効果を発揮するため、総花的な事業展開から脱却し、事務事業の優先度や行政関与の妥当性を検証しながら、真に必要な分野へ資源の重点配分を行います。また、施策の推進にあたっては、常にコスト縮減のために多様な手法を検討し、最適な選択を行いながら取り組みます。

- 4 徹底した事務事業の見直し
- 5 職員の意識改革と能力開発
- 6 電子自治体の推進

III 住民と協働のまちづくり

単なるコスト削減だけでは、財政危機を克服することはできません。一度原点に帰って、行政サービスは誰が担うのかを見直します。サービスを受ける側にとっては、サービスの供給主体が必ずしも行政でなければならないということはないと思います。むしろ質が高くコストが低いことが顧客志向にかなったものであり、多様な供給主体からサービスとそのコストを選択できることが望ましい。住民の自主・自立を最終的な理想形として、地域住民やボランティアの主体的な活動によるサービスの提供、民間事業者やNPOによるサービスの提供、行政がこれを支えるとともに、地域住民や民間事業者ができない時はサービスの提供を行う、真の協働のまちづくりを進めます。

- 7 民間委託の調査・検討
- 8 情報公開の推進による透明性の向上
- 9 住民と行政の協働の推進

IV 住民負担の公平性

特定の人だけが特定のサービスを利用する場合、利用しない人との負担の公平性を確保しなければならないというのが「受益者負担の原則」であります。住民一般を対象として受益者を特定できないサービスやシビルミニマムを確保するためのサービスなど、地域社会全体で負担すべきものを除いては「受益者負担の原則」に則したサービスの提供により、住民負担の公平性を最大限確保できるよう取り組みます。

- 10 財政運営の適正化

第3 具体的な行財政改革の実施項目

1 定員管理及び給与の適正化《改革視点Ⅰ》

＜実施項目＞

- ① 定員適正化計画の推進（職員定数削減の数値化）
- ② 職員給与の適正化
- ③ 諸手当制度の見直し
- ④ 特別職の非常勤職員の見直し

2 議会の改革《改革視点Ⅰ》

＜実施項目＞

- ① 議員定数の削減・見直し／議員報酬の見直し

3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり《改革視点Ⅰ》

＜実施項目＞

- ① 意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制
- ② 課等の再編・統合
- ③ 常勤特別職（町長を除く）のあり方
- ④ 総合窓口体制の充実
- ⑤ 委員会・審議会の見直し
- ⑥ 農業委員会委員定数の削減
- ⑦ 政策自治体への変貌

4 徹底した事務事業の見直し《改革視点Ⅱ》

＜実施項目＞

- ① 事務事業評価の充実
- ② 事務事業の総点検と優先順位の決定
- ③ 幼稚園・学校の再編／施設の統廃合と再利用の検討
- ④ 保育所のあり方の検討
- ⑤ 補助金・交付金・負担金の見直し

5 職員の意識改革と能力開発《改革視点Ⅱ》

＜実施項目＞

- ① 職員の接遇改善
- ② 職員研修の推進（政策能力の向上）／公務員倫理の徹底

- ③ 人事評価システムの検討
- ④ 職員提案制度の充実

6 電子自治体の推進《改革視点Ⅱ》

<実施項目>

- ① 電子自治体の構築（電子申請に向けた取り組みなど）

7 民間委託の調査・検討《改革視点Ⅲ》

<実施項目>

- ① 民間委託ガイドラインを策定し、民間事業者参入の検討
- ② 指定管理者制度への移行検討
- ③ P F I 手法の適切な活用の検討

8 情報公開の推進による透明性の向上《改革視点Ⅲ》

<実施項目>

- ① 町政情報の透明化の推進／情報公開制度の充実
- ② 住民ニーズの把握と説明責任の促進

9 住民と行政の協働の推進《改革視点Ⅲ》

<実施項目>

- ① 自治基本条例の検討
- ② 地域活動組織（コミュニティ組織）の育成・充実／行政支援体制の確立

10 財政運営の適正化《改革視点Ⅳ》

<実施項目>

- ① 経費の削減及び抑制
- ② 自主財源の確保
- ③ 使用料・手数料の見直し
- ④ 特別会計事業の健全化（国保・老人・介護・上下水道経営改善、料金の見直しと合理化）

第4 行財政改革の実施項目とその具体的な取組内容

I 徹底した内部管理経費の見直し

1 定員管理及び給与の適正化

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
職員適正化計画の推進	(1)職員数の削減 17年度職員数172人 ↓ 22年度職員数159人 ・削減数 13人（削減率7.6%） ・18年度～22年度まで各年度、原則1名の新規職員を採用する。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	総務課
	削減効果 (千円)	3,400	△6,700	△20,400	△31,600	△49,900		
職員給与の適正化	(1)特別職給料の削減 ・19年度まで現行10%削減の継続	実施	実施	実施				総務課
	削減効果 (千円)	△3,120	△260					
	(2)一般職給与の削減 ・17年度人事院勧告により俸給水準を平均約4.8%引き下げる。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	諸手当制度の見直し	(1)特別職手当の調査検討	検討	検討				総務課
(2)時間外手当の削減 ・職員給料の5%上限（但し、特殊事情を除く）	検討 実施	実施	実施	実施	実施	実施		
(3)寒冷地手当の削減 ・17年度据え置き、18年度4万円以後3万円刻みで通減	実施	実施	実施	実施				
(4)管理職手当の見直し ・支給割合を5/100へ改正	実施済							
特別職非常勤職員の見直し	(1)非常勤職員の常勤化 ・幼稚園長 ・児童館長 ・歴史みらい館長 ・中央公民館長	検討 実施済 実施済 検討	検討 検討	実施				教育委員会 子育て支援課 教育委員会 教育委員会
	(2)職の統合等の検討 ・結婚相談員 ・消費生活相談員 ・環境美化指導員 ・環境美化推進員 ・青少年生活安全指導員 ・幼稚園副園長	実施済 検討 検討 検討 検討 実施済	検討 検討					町民生活課 町民生活課 町民生活課 町民生活課 教育委員会 教育委員会

2 議会の改革

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
議員定数の削減・議員報酬の見直し	(1)議員定数の削減 ・現行18人⇒14人（4人減） ・次回の町議会議員選挙から適用	検討 条例化		実施				議会事務局
	削減効果 (千円)	－	△10,400	△16,600	△16,600	△16,600		
	(2)常任委員会の検討 ・常任委員会のあり方の検討	検討	検討	実施				
(3)議員報酬の検討 ・近隣町との均衡を検証し、検討		検討	検討					総務課

3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制	(1)グループ制の導入 ・18年度から係制を班制に移行し、グループ制を導入する。 ○事務分担を班単位に再編する。 ○係長を廃止し、主査制を導入。	検討	実施					総務課
課等の再編・統合	・子育て支援課の設置 ・生活環境課を町民生活課へ変更 ・商工観光課、管財課を廃止 ・農林振興課を産業振興課へ変更 ・水道事業課を水道事業所へ変更 ・学務課、社会教育課を統合し、教育委員会事務局に再編	検討	実施					総務課
常勤特別職（町長を除く）のあり方	(1)助役 (2)収入役 ・助役、収入役のあり方について検討 ・第28次地方制度調査会の答申内容を注視しながら検討を加える。	検討	検討					総務課
総合窓口体制の充実	(1)窓口業務の改善 ・総合窓口担当の創設 ・ワンストップ行政サービスの調査研究 ・住民サービス行動指針の作成	検討	実施					全庁
	(2)電子自治体の推進 ・総合窓口業務をよりスムーズに行うため、「電子自治体の推進」と連携して、情報化戦略を検討	検討	検討 実施	実施	実施	実施	実施	企画財政課
	(3)時間延長と休日の対応 ・窓口サービス時間延長の検討 ・休日窓口サービスの実施検討	検討	検討 試行					全庁
委員会・審議会の見直し	(1)委員報酬の見直し 1,700円⇒1,500円	実施済						全庁
	(2)委員会等の統合 ・統合への精査・分類 ○法令により残すもの ○特別に残すもの ○統合するもの	検討	検討	実施				
	(3)女性委員参画率の向上 ・女性委員参画率の向上を図る	検討	実施	実施	実施	実施	実施	
農業委員会委員定数の削減	(1)委員定数の削減 現行の定数 改正定数 選挙委員 10 8 推薦(農協) 1 1 推薦(共済) 1 1 推薦(議会) 2 1 推薦(土地改良) 1 計 14 ⇒ 12(2減)	検討	実施					総務課 農業委員会
	削減効果(千円) △ 43 △ 526 △ 526 △ 526 △ 526							
政策自治体への変貌	(1)担当部門の強化 ・課等の再編統合により、政策機能を集約する部門を強化し、政策の一元化を図る ・地方分権の調査研究	検討	実施 調査	調査	調査	調査	調査	総務課企画 財政課
	(2)職員研修 ・政策法務の研修・充実	検討	実施	実施	実施	実施	実施	

II 行政サービスとコストの最適化

4 徹底した事務事業の見直し

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
事務事業評価の充実	(1)事業評価のあり方の見直し ・事業の廃止、中止、縮小及び優先順位を容易に判断できるように見直しを図る	検討	検討	実施				企画財政課 全 庁
	(2)政策評価システムの構築検討 ・事務事業評価の充実後、施策評価、政策評価を含めた政策評価システムを検討する	検討	検討	検討	検討	検討	方針決定	
事務事業の総点検と優先順位の決定	(1)事務事業の整理合理化 ①有線放送電話事業 ②なかよし交流事業 ③敬老祝金支給の見直し ④下水道事業 ⑤支所・出張所のあり方 ⑥幼稚園・学校の再編（再掲） ⑦学校給食業務（再掲） ⑧中央公民館盆踊り大会 ⑨新春顔合わせ事業 ⑩教員補助設置事業 ⑪育ちあい保育事業 ⑫その他	検討 検討 検討 検討 検討 検討 調査 検討 検討 検討 検討	検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討	廃止 方針決定 方針決定 検討 検討 検討実施 方針決定 実施 方針決定 検討 検討・廃止		検討 検討 方針決定 検討 検討 検討 廃止 検討・廃止	方針決定 実施 実施 実施 実施 実施 廃止 実施	総務課 総務課 健康福祉課 建設課 総務課 教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会
	(2)事務執行の簡素合理化 ①経理事務の集中化 ②公用車の適正管理 ③道路の維持管理の委託 ④財政援助団体への行政関与 ⑤朝の一掃き運動推進事業 ⑥1課1事務事業の見直し ⑦土地改良区業務のあり方 ⑧総合地図情報システムの検討 ⑨その他	検討 検討 検討 検討 検討 実施 実施 検討 検討	検討 検討 検討 検討 検討 実施 実施 検討 検討	実施 実施 実施 実施 実施 実施 方針決定 検討		実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施	実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施	全 庁 全 庁 建設課 全 庁 町民生活課 全 庁 総務課 全 庁
幼稚園・学校の再編	(1)専門委員会の設置 ・再編に係る諸問題を検討・処理するため、専門委員会を設置する。 再編の方向性は、以下の(2)～(4)のとおりとし、実施にあたっては、専門委員会を核として協議を行う。 なお、更なる再編統合が必要な場合は、検討を加えるものとする。		設置 協議	協議	協議	協議	協議	教育委員会
	(2)幼稚園の再編 ・2園に再編する。 削減効果(千円) 約△6,300	調査	検討	検討 実施	検討 実施			教育委員会
	(3)小学校の再編 ・2校に再編する。 削減効果(千円) 約△32,000	調査	調査	検討	検討	実施	実施	教育委員会
	(4)中学校の再編 ・中学校は、2校とする。	調査	調査	検討	検討	検討	検討	教育委員会
	(5)通園・通学の確保 ・学区変更に伴いスクールバスの導入を図る	調査	検討	一部 実施	検討	実施		教育委員会 総務・企画
	(6)学区制の見直し ・再編の方向性と連動し、検討、見直しを図る。	検討	検討・ 見直し	検討・ 見直し	検討・ 見直し	検討・ 見直し	検討・ 見直し	教育委員会

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
幼稚園・学校の再編	(7)学校施設の耐震化 ・小学校は、1校新築。他の学校は校舎の耐震のあり方を検討 ・村田幼稚園は、新建築基準対応木造園舎は耐震診断し、検討 ・一中、二中とも新建築基準対応	調査	調査	一部実施	検討	実施		総務課 企画財政課 教育委員会
	(8)学校給食の見直し ・学校再編により、給食のあり方の検討	調査	検討	方針決定	検討	実施		教育委員会
	(9)学校施設の再利用 ・再編される各教育施設の再利用の検討	調査	検討	検討	方針決定	一部実施	一部実施	教・総・企
保育所のあり方の検討	(1)町内2保育所の検討 ・幼保一体化でなく、保育所増の検討を行う。	検討	検討	検討				子育て支援課
補助金・交付金・負担金の見直し	(1)補助金の整理合理化 ・補助金審査会の設置 ・補助金交付基準の作成	検討	実施					企画財政課
	(2)補助金の終期設定 ・新規及び既存の補助金に必ず終期設定を行う	検討	実施	実施	実施	実施	実施	全 庁
	(3)補助金交付状況の公表 ・補助金交付の透明性を図るため補助目的、内容、金額等を公表	検討	検討	実施				企画財政課

5 職員の意識改革と能力開発

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
職員の接遇改善	(1)職員接遇マニュアル等の作成 (2)接遇研修や職場ぐるみの改善	検討	検討 実施					全 庁
職員研修の推進・公務員倫理の徹底	(1)職員研修の推進 ・人材育成に関する基本方針の作成 ・職員の能力開発の機会とその能力を行使する機会の確保 ・研修成果の有効的活用	検討	検討 実施	実施	実施	実施	実施	総務課
	(2)公務員倫理の徹底 ・公務員倫理研修 ・公務員倫理の意識高揚を図るための環境づくり	検討	検討 実施	実施	実施	実施	実施	総務課全庁
人事評価システムの検討	(1)能力評価の導入 ・どの程度、職務遂行能力を発揮できたかについての能力評価	検討	検討 試行	実施	見直し	見直し	見直し	総務課
	(2)業績評価の導入 ・個々の業務目標に対し、その達成度及び難易度からの業績評価		検討	検討	検討 試行	実施	見直し	見直し
職員提案制度の充実	(1)提案制度システムの確立 ・提案制度の目標 ①事務能率の向上 ②住民サービスの向上 ③改善意欲の向上 ・提案方法 ①1課1提案制度 ②職員個人ごとの提案 ・優秀な提案は施策として実施 ・「改善報告書」の職員への浸透	検討	検討 実施	推進	推進	推進	推進	企画財政課
	(2)提案事項審査委員会の設置 ・各課代表1名で構成する審査委員会を設置する	検討	検討 実施					

6 電子自治体の推進

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
電子自治体の構築	(1)電算処理・運用方法の見直し	実施	実施	実施	実施	実施	実施	全 庁
	(2)電子申請に向けた取り組み	検討	検討	実施	実施	実施	実施	
	(3)庁内情報化の推進	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	(4)地域情報化の推進	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	(5)情報化研修の充実	検討	実施	実施	実施	実施	実施	

Ⅲ 住民と協働のまちづくり

7 民間委託の調査・検討

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
民間委託ガイドラインを策定し、民間事業者参入の検討	(1)民間委託ガイドラインの策定・民間委託ガイドライン及び民間委託移行計画の策定	検討	検討策定	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	企画財政課
	(2)直営・民間参入コスト比較表の作成	検討	検討	検討	作成	作成	作成	
指定管理者制度への移行検討	(1)指定管理者制度の導入 公の施設管理に指定管理者制度を導入し、平成18年度から移行する。	検討	実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	企画財政課
	(2)指定管理者制度導入計画の策定 ・町の公の施設のすべてについて指定管理者制度導入の必要性を検討し、施設ごとの導入計画を策定する		検討	検討				
PFI手法の適切な活用の検討	(1)施設整備に係る新しい整備手法等の導入の検討 ・PFI手法導入基本方針の策定	調査研究	検討	策定				企画財政課

8 情報公開の推進による透明性の向上

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
町政情報の透明性の推進・情報公開制度の充実	(1)行政情報の公開の推進 ・定員及び給与の状況の公表 ・財政状況の公表 ・行財政改革進捗状況の公表など	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	総務課 企画財政課
	(2)監査委員による監査の充実強化 ・財政援助団体監査の実施 ・行政監査の実施 ・監査結果等の公表など	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	議会事務局
	(3)情報公開制度の推進 ・公文書目録のデータベース化	実施	実施	実施	実施	実施	実施	全 庁
	(4)会議・会議録の公開の推進	検討	検討	検討				全 庁
住民ニーズの把握と説明責任の促進	(1)広報広聴機能の充実 ①住民懇談会の開催	実施	実施	実施	実施	実施	実施	総務課 企画財政課
	②出前講座の開設	検討	検討 実施	実施	実施	実施	実施	全 庁
	③住民アンケートの実施	検討	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	全 庁
	④パブリックコメント制度導入の検討	検討	検討					総務課 企画財政課

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
住民ニーズの把握と説明責任の促進	⑤ラウンドテーブル・ワークショップによる意見交換の場の設定	検討	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	全 庁
	⑥広報紙の充実	実施	実施	実施	実施	実施	実施	総務課
	⑦ホームページの充実	実施	実施	実施	実施	実施	実施	全 庁

9 住民と行政の協働の推進

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課	
自治基本条例の検討	(1)自治基本条例の制定検討 ①(仮称)まちづくり委員会の設置	検討	検討	実施				企画財政課	
	②ワークショップ等の組織化による条例素案の策定作業	検討	検討	検討実施	実施	実施			
	③条例の制定→町総合計画への橋渡しを念頭に行う			検討	検討	検討	実施		
地域活動組織(コミュニティ組織)の育成・充実 行政支援体制の確立	(1)自治体内分権の検討 ①新たな住民自治の仕組みを検討し、基本構想を策定する ・自治体内分権が可能な地域活動組織のあり方 ・行政の役割、住民の役割の明確化	調査	検討	検討	検討	検討	実施	企画財政課	
	②コミュニティ組織の構築を効率的に行うための計画策定	調査	検討	検討	検討	検討	実施	企画財政課	
	③コミュニティ組織の構築			検討	検討	検討	実施	全 庁	
	④コミュニティ組織ごとに地区計画の策定			検討	検討	検討	実施	企画財政課	
	⑤(仮称)地区総合補助金制度の導入検討			検討	検討	検討	実施	企画財政課	
	(2)町民団体の自主的活動の促進 ①住民との協働を推進する観点から、町民団体等の自主、自立的な運営の確立を図ると共に、行政への関与のあり方を検討する	調査研究	検討	検討	検討	検討	方針決定		全 庁
	②NPO、住民ボランティア等の統一した支援窓口の設置	検討	検討	検討	検討	検討	方針決定		企画財政課
③地域センター(コミュニティセンター・NPOセンター等)の設置	検討	検討	検討	検討	検討	方針決定		企画財政課	

IV 住民負担の公平性

10 財政運営の適正化

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課
経費の削減及び抑制	(1)物件費の削減と抑制 ・旅費の見直し ・報償費、交際費の節減 ・需用費の節減等	実施済 検討 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	総務課 総務課 全 庁
	(2)補助費等の見直し ・広域行政負担金の徹底した見直し ・外郭団体の自立の促進	検討 検討	検討 検討	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	全 庁 全 庁

実施項目	取組内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	所管課	
自主財源の確保	(1)町税収納率の向上 ①税務課内徴収体制の強化 ②滞納整理の強化（早期督促・戸別訪問・納税相談・法定処分） ③職員研修の徹底（徴税吏員）	実施	実施	実施	実施	実施	実施	税務課	
	(2)遊休資産の処分と活用 ・町が保有している遊休資産の情報リアルタイムで共有して売却などを行い、財源不足の解消に取り組む	実施	実施	実施	実施	実施	実施	企画財政課	
	(3)各種基金の再編 ・特定目的基金や定額運用基金について、その設置目的や運用のあり方を検討し、基金の再編を図る	検討	実施						企画財政課
	(4)新税財源の調査検討 ・都市計画税導入など、新たな税財源に関する検討を行い、財源の確保に努める	検討	検討	検討					税務課企画財政課全庁
使用料・手数料の見直し	(1)基本的な考え方 受益者負担の適正化を図るため使用料、手数料の中で、町民の負担に不均衡を生じているもの、時代の変化に照らして適正さを欠いているもの、他の自治体と比較して低額なもの、経費に比べて負担の定額なもの等について定期的（3年）に見直しを行う								
	(2)公共施設の料金体系の見直し ①減免基準の検討 ②道路占有料の適正化 ③公有財産使用料の適正化 ④わかりやすい料金の設定など	検討	検討	実施					全庁
	(3)事務手数料の見直し	検討	検討	検討					全庁
	(4)保育料の見直し	検討	検討	検討					子育て支援課
	(5)幼稚園授業料の見直し	検討	検討	検討					教育委員会
特別会計事業の健全化	基本的な考え方 一般会計との負担区分を明確にし、独立採算を基本とした見直しを図るとともに、整理統合を含めたコストの引き下げ方法を検討する								
	(1)特別会計事業の健全化 ①国民健康保険特別会計 ・収納率の向上	検討	実施	実施	実施	実施	実施		町民生活課 税務課
	②公共下水道事業特別会計 ・下水道使用料の定期的な見直し ・水洗化の促進	検討	実施	実施	実施	実施	実施		建設課
	③上水道事業特別会計 ・運営の安定化	検討	実施	実施	実施	実施	実施		水道事業所
	(2)特別会計繰出金の抑制 ・特別会計における独自収入の確保や事業費及び起債額の抑制などにより、特別会計に対する一般会計からの繰出金を抑制する	検討	実施	実施	実施	実施	実施	実施	企画財政課

◇行財政改革プログラム推進の体制

